◆主な法定点検一覧表

区分		点検対象物	点検周期	内容	点検資格者	対象の詳細
建築基準法	・敷地関係 ・構造関係 ・防火・避難関係		3年に1回 (一定規模 以上の劇場 ・ホテル は毎年〔各 自治体条例 による〕)	敷地·構造·建築 設備に関する定 期調査	建築士(1、2級) または特殊建 築物調査資格 者、昇降機検 査資格者等	階数5以上、延べ 面積1000㎡以上 の建物で特定行政 庁が指定する建築 物等
	・換気設備 (火気使用室・無窓居室) ・排煙設備 ・非常用照明装置 ・給排水衛生設備 (ビル管理法・水道法で指 定する給排水設備を除く)		1年に1回	定期検査		
	昇降	・エスカレーター ・小荷物昇降機 ・エレベータ	1年に1回 (毎月自主 点検)	昇降機の定期検 査		特定行政庁が指定 する昇降機等(労 安法で指定するも のを除く)
労働安全衛生法等	機		1年に1回 (毎月自主 点検)	昇降機の性能検 査	昇降機検査資 格者等	工場等のもっぱら 生産過程のエレ ベータで積載荷重 1トン以上のもの
	・照明設備		半年に1回	照度の測定	_	労働者を常時就業 させる場所·事務所
	・機械換気設備		2ヶ月に1回	点検		_
	空調	・中央管理方式 の空調設備	2ヶ月に1回	一酸化炭素含有 率等の検査	_	事務所の用に供される部屋
ビル管理法	設して	・空調用設備	毎月1回	点検	_	延面積3000㎡以 上の事務所·店舗・ 百貨店·集会所・興
		(冷却塔、冷却 水管、加湿装置)	1年に1回	清掃	_	
	・衛生環境		2ヶ月に1回	空気環境の測定		業 場・図 書 館 等、 および延面積800 O㎡以上の学校
			半年に1回	建物内の定期清掃 鼠·昆虫等の防除	<u> </u>	
	・給排水設備		半年に1回	水質検査	水道技術管理者 等	
			1週間に1回 (一部は2ヶ 月に1回)	有利残留塩素等 の測定		
			1年に1回	貯水槽の清掃		
			半年に1回	排水設備の清掃		
消防法	消防	・警報設備	半年に1回	外観・機能の作 動点検	政令指定のも のは消防設備 士または消防設	防火対象物に設置 されている設備
	・避難設備 設・非常用電源 備		1年に1回	総合点検	備点検資格者、 それ以外のも のは自主点検	

区分	点検対象物	点検周期	内容	点検資格者	対象の詳細
水道法	・給排水設備	1年に1回 1年に1回 異常を認め たとき	貯水槽の清掃 貯水槽設備点検 水質検査	各自治体また は厚生労働大 臣の指定する 者(水道技術 管理者等)	受水槽の有効貯水用が10立方メートルを超えるもの
水質汚濁防止法	・厨房施設 ・洗浄入浴施設	日平均排水量により異なる	排出水の測定		300床以上の病院 の洗浄入浴施設、お よび厨房施設、業 務に供する総床面 積420㎡以上の飲 食店の厨房施設等
防止法	・浄化槽	日平均排水量により異なる	水質検査	登録業者また は浄化槽管理 士等	処理対象人数が 500人を超えるし 尿浄化槽、および 指定地域特定施設 の浄化槽
浄化槽法	し 尿	使用開始後 6か月時点、 以後1年に1回	水質検査		_
	処 ・単独処理槽 理 ・合併処理槽 設	処理対象人 数および処 理方式によ り異なる	保守点検		
	備	全ばっ気方 式はおおむ ね半年に1 回、それ以 外の方式は 1年に1回	清掃		
ガス事業法	・ガス設備	3年に1回 (通産大臣 の許可を受 けた場合は この限りで はない)	消火機器の技術 上の基準適合性 の調査(大口排 気を除く)	ガス事業者	ガス湯沸器とガス 風呂釜、およびそ の排気筒·排気扇 (例外あり)
電	・自家用電気工作物	毎月1回	定期点検	電力会社、電 気技術主任者 等	電力会社から6kV 以上の高電圧で電 気を受け、自前で 変電設備を設けて いる施設
電気事業法		1年に1回	年次点検(停電 を伴う)		

[※]このほか、ボイラー施設、焼却炉、圧力施設、危険物の貯蔵槽などを施設内に設置する場合には、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、消防法、高圧ガス保安法などが規定する法定点検の義務が生じます。

[※]点検実施にあたっては、最新の法令をよく確認し、各専門業者のアドバイスを受けてください。